

【令和3年4月1日施行】電気供給約款（低圧）

別表

## 第1条 再生可能エネルギー発電促進賦課金

### ①再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

### ②再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

①に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用します。

### ③再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に①に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ) お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりとします。

お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イ)にかかわらず、イ)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

## 第2条 燃料費調整

### ①燃料費調整額の算定

#### イ) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

【北海道・北陸・沖縄電力管内】

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

【東北・東京・中部・中国・四国・九州電力管内】

平均燃料価格 =  $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$  は、原油・液化天然ガス・石炭について、原油へ単位を合わせ、各燃料の構成比を乗じた係数（一定）で、それぞれの燃料の平均価格から原油換算の平均燃料価格を算定します。

$\alpha$ 、 $\beta$ 、および  $\gamma$  はお客様の供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに次の通りとします。

北海道電力管内	$\alpha = 0.4699$	—	$\gamma = 0.7879$
東北電力管内	$\alpha = 0.1152$	$\beta = 0.2714$	$\gamma = 0.7386$
東京電力管内	$\alpha = 0.1970$	$\beta = 0.4435$	$\gamma = 0.2512$
中部電力管内	$\alpha = 0.0275$	$\beta = 0.4792$	$\gamma = 0.4275$
北陸電力管内	$\alpha = 0.2303$	—	$\gamma = 1.1441$
関西電力管内(低圧電力)	$\alpha = 0.2985$	$\beta = 0.2884$	$\gamma = 0.4300$
関西電力管内(上記以外の契約種別)	$\alpha = 0.0140$	$\beta = 0.3483$	$\gamma = 0.7227$
四国電力管内	$\alpha = 0.2104$	$\beta = 0.0541$	$\gamma = 1.0588$
中国電力管内	$\alpha = 0.1543$	$\beta = 0.1322$	$\gamma = 0.9761$
九州電力管内	$\alpha = 0.0053$	$\beta = 0.1861$	$\gamma = 1.0757$
九州電力管内(離島ユニバーサルサービス)	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$
沖縄電力管内	$\alpha = 0.2410$	$\beta = 1.1282$	—

(※) 事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限る）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けて当該一般送配電事業を承継した会社を含み、以下同様とします。

#### ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \text{②の基準単価} / 1000$$

b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、上限価格以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{②の基準単価} / 1000$$

c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が上限価格を上回る場合

平均燃料価格は、上限価格とします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{上限価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{②の基準単価} / 1000$$

基準燃料価格はお客さまの供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに次の通りとします。

	基準燃料価格	上限価格
北海道電力管内	37,200 円	55,800 円
東北電力管内	31,400 円	47,100 円
東京電力管内	44,200 円	66,300 円
中部電力管内	45,900 円	68,900 円
北陸電力管内	21,900 円	32,900 円
関西電力管内(低圧電力)	40,700 円	61,100 円
関西電力管内(上記以外の契約種別)	27,100 円	40,700 円
四国電力管内	26,000 円	39,000 円
中国電力管内	26,000 円	39,000 円
九州電力管内	27,400 円	41,400 円
九州電力管内(離島ユニバーサルサービス)	52,500 円	78,800 円
沖縄電力管内	25,100 円	37,700 円

※平成 28 年 4 月 1 日以降、新たに電気供給条件（低圧）および料金表によりご契約を開始したお客さまについては、燃料費調整における上限値の設定はいたしません。

#### ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等

毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ニ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。

②基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、お客さまの供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに次のとおりとします。

北海道電力管内	1キロワット時につき	19銭7厘
東北電力管内	1キロワット時につき	22銭1厘
東京電力管内	1キロワット時につき	23銭2厘
北陸電力管内	1キロワット時につき	16銭1厘
中部電力管内	1キロワット時につき	23銭3厘
関西電力管内	1キロワット時につき	21銭4厘
四国電力管内	1キロワット時につき	19銭6厘
中国電力管内	1キロワット時につき	24銭5厘
九州電力管内	1キロワット時につき	13銭6厘
沖縄電力管内	1キロワット時につき	31銭6厘

③燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、①イ)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および①ロ)によって算定された燃料費調整単価を請求書に明示する等により通知します。

【令和3年4月1日施行】電気供給約款（低圧）

## 別紙

## 電気料金単価表

エリア毎の消費税込みの電気料金単価は以下のとおりとします。

### ア. 『ゼロカーボン』プラン

\*<sup>1</sup>FIT電気へ環境価値をもつ J-クレジット、非化石証書等を組み合わせることにより、調整後 CO2 排出係数をゼロにした電気をご利用いただけます。

### イ. 『ゼロカーボン+』プラン

再生可能エネルギー100%の電気です。\*<sup>1</sup>FIT 制度を利用しないので、CO2 排出量ゼロの環境価値を有したままの電気をご利用いただけます。

## 東京電力管内

### 『ゼロカーボン』プラン

#### 電灯標準

	内訳	単位	単価(税込)
基本料金	10A	1 契約	280 円 00 銭
	15A	1 契約	420 円 00 銭
	20A	1 契約	560 円 00 銭
	30A	1 契約	840 円 00 銭
	40A	1 契約	1,120 円 00 銭
	50A	1 契約	1,400 円 00 銭
	60A	1 契約	1,680 円 00 銭
電力量料金	120kWh 迄 (第 1 段階料金)	1kWh あたり	19 円 52 銭
	120kWh～300kWh 迄 (第 2 段階料金)	1kWh あたり	26 円 00 銭
	上記超過 (第 3 段階料金)	1kWh あたり	30 円 00 銭

電灯 PLUS

	内訳	単位	単価(税込)
基本料金	(1kVA = 10A)	1kVA	280 円 00 銭
電力量料金	120kWh 迄 (第 1 段階料金)	1kWh あたり	19 円 52 銭
	120kWh～300kWh 迄 (第 2 段階料金)	1kWh あたり	26 円 00 銭
	上記超過 (第 3 段階料金)	1kWh あたり	30 円 00 銭

動力標準(低圧電力)

	内訳	単位	単価(税込)
基本料金	契約電力	1kW あたり	1046 円 52 銭
電力量料金	※ <sup>2</sup> 夏季	1kWh あたり	17 円 00 銭
	※ <sup>2</sup> その他季	1kWh あたり	15 円 50 銭

『ゼロカーボン+』プラン

電力標準

	内訳	単位	単価(税込)
基本料金	10A	1 契約	550 円 00 銭
	15A	1 契約	825 円 00 銭
	20A	1 契約	1,100 円 00 銭
	30A	1 契約	1,650 円 00 銭
	40A	1 契約	2,200 円 00 銭
	50A	1 契約	2,750 円 00 銭
	60A	1 契約	3,300 円 00 銭
電力量料金	120kWh 迄 (第 1 段階料金)	1kWh あたり	23 円 40 銭
	120kWh～300kWh 迄 (第 2 段階料金)	1kWh あたり	23 円 40 銭
	上記超過 (第 3 段階料金)	1kWh あたり	30 円 00 銭



電灯 PLUS

内訳		単位	単価(税込)
基本料金	(1kVA = 10A)	1kVA	550 円 00 銭
電力量料金	120kWh 迄 (第 1 段階料金)	1kWh あたり	23 円 40 銭
	120kWh～300kWh 迄 (第 2 段階料金)	1kWh あたり	23 円 40 銭
	上記超過 (第 3 段階料金)	1kWh あたり	30 円 00 銭

動力標準(低圧電力)

内訳		単位	単価(税込)
基本料金	契約電力	1kW あたり	1,046 円 52 銭
電力量料金	※ <sup>2</sup> 夏季	1kWh あたり	20 円 00 銭
	※ <sup>2</sup> その他季	1kWh あたり	18 円 50 銭

※<sup>1</sup> FIT 電気とは

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー電源を用いて発電され、固定価格買取制度(FIT)によって電気事業者に買い取られた電気をいう。

※<sup>2</sup> 夏季、その他季とは

夏季は7月1日～9月30日、その他季は1月1日～6月30日、10月1日～12月31日をいう。

中国エリア

『ゼロカーボン』プラン

電灯標準

内訳		単位	単価(税込)
基本料金	最低料金(最初の 15kWh まで)	1 契約	336 円 00 銭
電力量料金	15kWh～120kWh 迄 (第 1 段階料金)	1kWh あたり	20 円 76 銭
	120kWh～300kWh 迄 (第 2 段階料金)	1kWh あたり	27 円 44 銭
	300kWh 超過分 (第 3 段階料金)	1kWh あたり	29 円 56 銭

電灯 PLUS

内訳		単位	単価(税込)
基本料金	(1kVA = 10A)	1kVA	407 円 00 銭
電力量料金	120kWh 迄 (第 1 段階料金)	1kWh あたり	18 円 07 銭
	120kWh～300kWh 迄 (第 2 段階料金)	1kWh あたり	24 円 16 銭
	上記超過 (第 3 段階料金)	1kWh あたり	26 円 03 銭

動力標準(低圧電力)

内訳		単位	単価(税込)
基本料金	契約電力	1kW あたり	1055 円 00 銭
電力量料金	※ <sup>2</sup> 夏季	1kWh あたり	15 円 01 銭
	※ <sup>2</sup> その他季	1kWh あたり	13 円 72 銭

## 九州エリア

## 『ゼロカーボン』プラン

## 電灯標準

	内訳	単位	単価(税込)
基本料金	10A	1 契約	296 円 39 銭
	15A	1 契約	444 円 59 銭
	20A	1 契約	592 円 78 銭
	30A	1 契約	889 円 17 銭
	40A	1 契約	1,185 円 56 銭
	50A	1 契約	1,481 円 95 銭
	60A	1 契約	1,778 円 34 銭
電力量料金	120kWh 迄 (第 1 段階料金)	1kWh あたり	17 円 46 銭
	120kWh～300kWh 迄 (第 2 段階料金)	1kWh あたり	23 円 06 銭
	上記超過 (第 3 段階料金)	1kWh あたり	25 円 97 銭

## 電灯 PLUS

	内訳	単位	単価(税込)
基本料金	(1kVA = 10A)	1kVA	296 円 39 銭
電力量料金	120kWh 迄 (第 1 段階料金)	1kWh あたり	17 円 46 銭
	120kWh～300kWh 迄 (第 2 段階料金)	1kWh あたり	23 円 06 銭
	上記超過 (第 3 段階料金)	1kWh あたり	25 円 97 銭

## 動力標準(低圧電力)

	内訳	単位	単価(税込)
基本料金	契約電力	1kW あたり	1065 円 90 銭
電力量料金	※ <sup>2</sup> 夏季	1kWh あたり	17 円 31 銭
	※ <sup>2</sup> その他季	1kWh あたり	15 円 79 銭

## 『ゼロカーボン+』プラン

## 電力標準

内訳		単位	単価(税込)
基本料金	10A	1 契約	581 円 57 銭
	15A	1 契約	872 円 36 銭
	20A	1 契約	1,163 円 14 銭
	30A	1 契約	1,744 円 71 銭
	40A	1 契約	2,326 円 28 銭
	50A	1 契約	2,907 円 85 銭
	60A	1 契約	3,489 円 42 銭
電力量料金	120kWh 迄 (第 1 段階料金)	1kWh あたり	20 円 92 銭
	120kWh～300kWh 迄 (第 2 段階料金)	1kWh あたり	20 円 92 銭
	上記超過 (第 3 段階料金)	1kWh あたり	25 円 97 銭

## 電灯 PLUS

内訳		単位	単価(税込)
基本料金	(1kVA = 10A)	1kVA	581 円 57 銭
電力量料金	120kWh 迄 (第 1 段階料金)	1kWh あたり	20 円 92 銭
	120kWh～300kWh 迄 (第 2 段階料金)	1kWh あたり	20 円 92 銭
	上記超過 (第 3 段階料金)	1kWh あたり	25 円 97 銭

## 動力標準(低圧電力)

内訳		単位	単価(税込)
基本料金	契約電力	1kW あたり	1,065 円 90 銭
電力量料金	*2夏季	1kWh あたり	20 円 37 銭
	*2その他季	1kWh あたり	18 円 84 銭